

## 個人所得税に関する若干執行問題を明確にする通知

国税発〔2009〕121号

各省、自治区、直轄市と計画単列市地方税務局、チベット、寧夏、青海省(自治区)国家税務局:

最近、一部の地域から個人所得税に関する若干政策の執行基準が十分明確でない課題が提起された。税負担の公平と徴収管理強化のため、「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例などの関連規定に従って、個人所得税に関する若干政策の執行基準を明確にし、以下の通り通知する。

一、「国家税務総局による個人所得税に関する若干政策問題の批准回答書」(国税函〔2002〕629号)第一条の“双給制”の税金計算方法の執行を停止する。

### 二、董事費の税金徴収問題

(一)「国家税務総局の 個人所得税徴収若干問題の規定 の通知」(国税発〔1994〕089号)第八条規定の「董事費は労務報酬所得として税金を徴収」という方法は、個人が会社の董事・監事を担当し、且つ会社に任職・雇用をされていない場合にのみ適用する。

(二)個人が会社(関連会社を含む)に任職・雇用をされ、同時に董事・監事を兼任する場合、董事費・監事費を個人の給与収入と合併し、給与・サラリー所得として個人所得税を納付しなければならない。

(三)「国家税務総局による外商投資企業の董事が管理職を担当する場合の個人所得税問題に関する通知」(国税発〔1996〕214号)第一条の執行を停止する。

### 三、華僑身分認定と付加費用控除の適用問題

#### (一)華僑身分の認定

《国务院僑務弁公室の発行した 華僑・外国籍華人・帰国華僑とその家族の身分認定に関する規定 の通知》(国僑発〔2009〕5号)の規定に基づき、華僑とは国外に定住する中国国民であると定義されている。具体的な認定基準は以下の通り:

1.“定住”とは中国国民が既に居住国の長期居住又は永住権を取得し、且つ居住国で連続二年居住し、二年以内の累計居住が18カ月より少なくない場合を指す。

2.中国国民が居住国の長期居住又は永住権を取得していないが、居住国の連続5年以上の合法居住資格を取得し、5年以内に居住国における累計居住時間は30カ月より少なくない場合は、華僑と看做す。

3.中国国民が海外留学(公費と私費を含む)のために外国で勉強する間、或いは公務で出国(労務輸出を含む)し外国で勤務する間は、華僑と看做さない。

## (二)華僑の付加費用控除問題適用について

国僑発〔2009〕5号規定の華僑身分に符合する人員に関して、中国で勤務する間に取得した給与・サラリー所得は、納税人が提示した華僑身分を証明できる関連資料に基づき、《中華人民共和國個人所得稅法實施條例》第三十條規定に従って個人所得稅を計算・徴収する時に、付加費用控除を適用して良い。

## 四、個人が離婚分割住宅を譲渡する場合の徴稅問題

(一)離婚による財産分割方式で住宅の所有権を分割することは夫妻双方の共同共有財産への処置であり、個人が離婚により分割住宅所有権の名義変更手続きを行う場合、個人所得稅を徴収しない。

(二)個人が離婚分割住宅を譲渡し、得た収入については、相応の財産原価と合理的な費用を控除した後、残額は規定税率で個人所得稅を納付する。相応の財産原価とは、最初の住宅購入全額原価と関連稅費との合計×譲渡者の占める住宅所有権の比率。

(三)個人が離婚分割住宅を譲渡して、得た収入は、家庭生活用住宅として5年以上使用し且つ唯一の住宅の場合、個人所得稅の免除を申請できる。その購入時間は《國家稅務總局的不動產稅收政策執行中的幾つかの具體問題的通告》(國稅發〔2005〕172号)に従って執行する。

國家稅務總局

二 九年八月十七日

付録：上記通知に関連する条例項目を下記に添付する。

「国家税務総局による個人所得税に関する若干政策問題の批准回答書」(国税函〔2002〕629号)第一条の“双給制”の税金計算方法（この条項を廃止）

国家機関、公益事業体、企業及びその他の事業体は“双給制”（国家関連規定に従って事業体が従業員に余分に一か月分の給与を支給すること）を実行後、個人がこれにより取得した“双給”は単独一か月の給与・サラリー所得として個人所得税を計算し徴税する。上記“双給”に対して、原則的に費用の控除をしない。全額を納税すべき所得として適用税率で計算し徴税する。但し、納税人が取得した“双給”の当月給与・サラリー所得が800元未満の場合、“双給”所得と当月給与・サラリー所得と合併して800元控除した後に個人所得税を納付する。

「国家税務総局による外商投資企業の董事が管理職を担当する場合の個人所得税問題に関する通知」(国税発〔1996〕214号)第一条（この条項を廃止）

外商投資企業の董事（董事長も含む）が同時に企業の管理職も担当する場合、或いは名義上で企業の管理職を担当していないが、実際に企業の日常管理を行っている場合、その董事が当該企業において董事（長）と従業員という二重身分があると判断し、其の取得した配当性質の所得は《国家税務総局による外商投資企業・外国企業と外国籍個人が取得した株譲渡収益と配当所得税問題の通知》([1993]国税発第045号)の関連規定に従って個人所得税を免除する以外、董事(長)身分で取得した董事費収入と従業員身分で取得すべき給与・サラリー所得に対してそれぞれ区別して個人所得税を徴収する。

「国家税務総局の 個人所得税徴収若干問題の規定 の通知」(国税発〔1994〕089号)第八条

#### 董事費の徴税問題

個人が董事を担当することにより得た董事費収入は、労務報酬所得性質に属し、労務収入所得項目として個人所得税を徴収する。

## 江興民弁護士による上記法改定の分析と解説

1、今回新たに公布された「個人所得税に関する若干執行問題を明確にする通知」国税発〔2009〕121号第一条の“双給制”の税金計算方法の執行停止に関しては、ポーナ

アの個人所得税の計算方式と一部関連するが、以前の規定では給与以外に一月給与を別途支払う（双給）場合、別途支払う給与については単独で個人所得税を計算しても良かったが（この計算式で適用税率が低い）、今度の改定で認められなくなり、別途支払う給与は支給当月給与と合併するかボーナスと合併するかで個人所得税を計算することになりました。日系企業が支給しているボーナスについては2005年の規定では原則ボーナス対象月の収入増加分として所得税を計算することになっているので、日系企業の皆さんはたぶんすでにこの方式でやっていると思うので、特にこの変更気にする必要が無いかもしれません。

2、新規定の第二条の董事費の税金徴収問題は日系企業と多少関係します。現地企業の董事（長）が管理職を兼務し、しかも董事費と給与とを分けて支給している場合、個人所得税の計算方式が変わります。以前、董事費は独立して労務報酬（費用控除後、固定税率20%）として個人所得税を払っていたが、今回の改定に伴って、董事費と給与と合併して給与所得（5-45%累進性税率）として個人所得税を払うことになります。

3、新規定の第二条の華僑身分認定と付加費用控除の適用問題は日本から現地に出向する中国籍幹部と関係します。華僑身分に認定すれば、個人所得税計算時に、控除額は4800元（一般中国籍社員の控除額は1600元）に適用されます。

---

注記：

本《個人所得税に関する若干執行問題を明確にする通知》国税発〔2009〕121号の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の（ ）内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な法律文にはありません。